

お知らせ版



2019 6 / 15

No. 311

棚倉町役場
地域創生課 ☎33-2112

寝具類等洗濯乾燥消毒サービスについて

布団や毛布など、寝具類の衛生を保つために、洗濯および乾燥消毒のサービスを行います。

対象者

- ①65歳以上の一人暮らしで、寝具類の衛生管理が困難な方
- ②65歳以上のみの世帯で、寝具類の衛生管理が困難な方
- ③身体障がい者等で、寝具類の衛生管理が困難な方。ただし、家族により衛生管理が行われている方は除きます。

対象物

一人につき、下記の品物を3点まで申し込みます。

掛け布団・敷き布団・毛布・二重毛布・丹前・羽毛布団・羊毛布団・かい巻き・肌掛け（座布団、こたつ布団等は該当しません）

※ただし、羽毛布団・羊毛布団は、その他のもの1点の併せて2点までとなります。

【例】掛け布団、敷き布団、二重毛布の3点
羽毛（羊毛）布団、二重毛布の2点

実施日 預かり…7月16日(火)

配達…7月23日(火)

料金 経費の3割

申込方法

保健福祉センター、地域包括支援センター、担当ケアマネージャー、または民生委員へお申し込みください。

なお、替え布団が無い方については無料で布団を貸し出しますので、併せてお申し込みください。

申込期限 7月5日(金)

■お問い合わせ

健康福祉課 高齢者係 ☎33-7801

7月の心配ごと相談

	民生委員	弁護士（要予約）
開催日	8日(月)	18日(木)
時間	午前9時～正午	午前10時30分～午後3時
場所	保健福祉センター 相談室	

■お問い合わせ

棚倉町社会福祉協議会 ☎33-2623

みんなで守ろう交通ルール

「交通ルール」守っていますか？

運転手の方、歩行者、自転車の方も、お互いに思いやりをもって道路を通行しましょう。

☆運転手の皆さん

- ・子どもや高齢者に対する「目配り」「気配り」「思いやり」運行を励行しましょう。
- ・速度は控えめに「ゆっくり運転」しましょう。
- ・子ども、高齢者を見かけたら動きに注意しましょう。
- ・ライトの早め点灯、こまめな切り替えをしましょう。

☆歩行者・自転車の皆さん

- ・道路を横断する時は、信号機のある場所・横断歩道を利用しましょう。
- ・道路に出る時は、一旦止まって左右の安全を確認しましょう。
- ・夜間外出する時は、必ず夜光反射材を身につけましょう。
- ・自転車に乗る時は、必ずヘルメットをかぶりましょう。

狂犬病予防注射はお済みですか？

飼い犬の年1回の狂犬病予防注射は、法令で義務付けられています。室内外犬を問わず、全ての飼い犬が対象です。

5月8日から12日にかけて実施しました「狂犬病予防定期集合注射」において予防注射を受けなかった犬の飼い主の方は、最寄りの動物病院で予防注射を必ず受けさせてください。

なお、予防注射を受けた場合は、必ず「**狂犬病予防注射証明書**」を住民課に持参し、「**2019年度狂犬病予防注射済票**」（交付手数料550円）の交付を受けてください。



■お問い合わせ

住民課 消防環境係 ☎33-2116

令和元年度教科書展示会のお知らせ

保護者や地域住民の方などを対象に、教科書の展示会を開催します。今回は、令和2年度から5年度まで使用する小学校用の教科書が新しく展示されます。

会場 町立図書館
期間 6月27日(木)まで 月曜日は休館
 午前9時～午後7時
 ※最終日は午後4時まで

■お問い合わせ

福島県教育庁県南教育事務所
 学校教育課 ☎0248-23-1667

多重債務・貸金業に関する相談窓口

財務省福島財務事務所では、返済しきれないほどの借金を抱え、お悩みの方々からの相談に応じています。借金の状況をお聞きし、必要に応じ弁護士・司法書士などの専門家に引継ぎを行います。秘密厳守、相談無料です。お気軽にご相談ください。

また、国や県の登録を受けずに貸金業を営む、いわゆる「ヤミ金融」業者には十分ご注意ください。ご利用されている貸金業者の登録状況に関する問い合わせや不正に利用されている預貯金口座に関する相談も受け付けています。

相談窓口 福島市松木町13-2
 財務省福島財務事務所 理財課
受付時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）
 午前8時30分～正午、
 午後1時～午後4時30分
電話 024-533-0064（多重債務相談窓口専用）

「出前講座」のご案内

財務省福島財務事務所では、地域のコミュニティ活動や各種団体の会合などにお伺いし、「おこづかい帳をつけよう（小学生向け）」「日本の財政を考えよう（一般向け）」「金融犯罪（なりすまし詐欺等）被害防止」など様々なテーマで出前講座を行っております。

費用は一切かかりませんので、お気軽にお問い合わせください。

■お問い合わせ

財務省福島財務事務所 総務課 ☎024-535-0301

家屋を取り壊したときには届出を

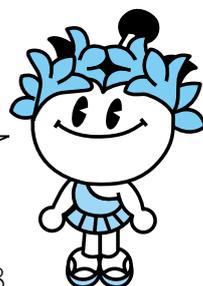
建て替えや老朽化で家屋を取り壊したときは、町税務課に届出をしてください。

家屋の固定資産税は、毎年1月1日に所有する建物に課税されます。取り壊しても届出がなされないと、固定資産税が課税されたままとなります。

登記をしてある家屋を取り壊した場合は、法務局に滅失登記の申請をしてください。

※住居を取り壊して店舗や駐車場などにする場合は、土地の固定資産税が増額になることがあります。

忘れずに
届出ください！



■お問い合わせ

税務課 固定資産係 ☎33-2118

なすがしの森ファミリーチャレンジ 七夕飾りを作って天の川を見よう！

対象 幼児または小・中学生を含む親子
期日 7月6日(土)～7日(日)【1泊2日】
会場 国立那須甲子青少年自然の家
募集人員 80名程度（20家族）
参加費 中学生以上 3,500円
 小学生 2,800円
 未就学児 2,600円
 3歳未満 1,500円
申込期限 6月16日(日)
 （詳細は後日ホームページに掲載）

■お問い合わせ

国立那須甲子青少年自然の家 ☎0248-36-2331

